

長崎市内で創業希望のかたへ



1. 創業サポート長崎を利用してみませんか？

それぞれの機関が行っていた創業支援を、長崎市が総合的に把握し、創業にいたるまでに必要な知識を効果的に、スピーディに習得できるようチーム体制を組んだものです。

～支援機関は全部で 13 機関～

長崎商工会議所、長崎県産業振興財団、長崎県（長崎県ビジネス支援プラザ）、長崎県中小企業診断士協会、日本政策金融公庫長崎支店、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、東長崎商工会、三重商工会、長崎南商工会、琴海商工会、長崎市

創業相談窓口はいろいろあるけれど、どこに行ったらよいか分からないというお悩みを解決し、個別相談、創業者向けセミナー、インキュベーション施設入居などの支援を行いながら、経営・財務・人材育成・販路拡大の知識を身に付けられるよう、各機関の専門家が協力します。



2. 創業者にはどんなメリットがあるのですか？

創業サポート長崎のチームメンバーによる継続的な支援を受け、経営・財務・人材育成・販路拡大の知識を身につけられたかたには、次の3点のメリットがあります。

(1) 株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税が軽減（軽減率2分の1）

→創業後5年未満の個人の法人化についても対象。適用期間：2年間（平成29年度末まで）

(2) 無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円→1,500万円に拡充

→創業6か月前から利用の対象となります。

拡充されるかどうかは、最終的には長崎県信用保証協会の査定により決定します。

(3) 新創業融資制度（日本政策金融公庫）における自己資金要件の撤廃

→創業前又は創業後税務申告を2期終えていない方が対象。

創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用可能となります。

(1)～(3)のメリットを受けるためには、長崎市が発行する「支援を受けたことの証明書」が必要です。(詳しくは、裏面をご覧ください)



3. 市役所の窓口はどこにあるのですか？

創業サポート長崎総合受付（長崎市産業雇用政策課・☎095-829-1313）へ、まずはお問い合わせください。相談無料、受付時間は平日8:45～17:30です。

ご相談内容に応じ、必要な支援を行うチームメンバーにお繋ぎします。各機関でのご相談も無料ですが、セミナーなどについては一部費用負担があります。



4. 市外の方も利用できますか？

長崎市内で創業する予定のかたであれば、居住地が市外であっても利用できます。

※裏面に続きます

～お問い合わせ～

長崎市商工部 産業雇用政策課 大川、塩塚

〒850-8685 長崎市桜町4-1 長崎商工会館4F

電話 095(829)1313 FAX 095(829)1151



5. メリットを受けるまでの流れ

創業サポート長崎に加入している機関のいずれかで、
★おおむね1か月以上（もしくは4回以上）の継続した
★「経営」「財務」「人材育成」「販路拡大」の4つの知識が身につく
支援を受けます。（これを「特定創業支援事業」といいます）
「特定創業支援事業」を修了することが必要条件です。

各機関にメニューがありますので、ご自身に必要な支援をお選びください。

例えば、資金調達のために、事業計画書の書き方を教えてほしい…金融機関

創業に興味がある段階だから、まずセミナーを受けたい…セミナーの実施機関

創業は何から始めればよいのか、個別に相談したい …個別相談窓口

事務所になる施設を探している …インキュベーション施設

どの機関で支援を受けられても、修了の最終目標は「事業計画書」の作成です。

事業計画書において「経営」「財務」「人材育成」「販路拡大」の4つの知識が身についたと判断された時点で、特定創業支援事業修了です。

修了したら・・・

お客様から、長崎市産業雇用政策課あてに「支援を受けたことの証明書」の発行申請をしていただきます。申請書受付から3日前後で発行し、ご自宅に郵送します。

証明書が届いたら・・・

登録免許税の軽減希望の場合→長崎地方法務局へ

信用保証枠の拡大希望の場合→長崎県信用保証協会へ

新創業融資制度における自己資金要件の撤廃希望の場合→日本政策金融公庫へ

それぞれ提出してください。

